

『天寿国曼荼羅繡帳（天寿国繡帳）』 雑考

夏井高人

1 はじめに

聖徳太子と密接な関連を有する文物として有名なものの一つに中宮寺（奈良県生駒郡斑鳩町）の『天寿国曼荼羅繡帳（天寿国繡帳）』（国宝・以下「天寿国繡帳」という。）がある¹。

そこに描かれている人物の服飾は、高松塚古墳（奈良県高市郡明日香村）の壁画に描かれた人物像の服飾と同じように²、古代中国の西域～東北部において勢力のあったスキタイ系（アルタイ・オールドス系）の人々のもののように見える³。少なくとも、『三国志』の「魏書・倭人傳」（魏志倭人伝）に描かれているような南方系海洋民族のものを思わせるような服飾とは全く異なるもので、日本列島の弥生文化と直接的に連続するものではない⁴。

東アジアの古代遺跡に残されている壁画等の中にある『天寿国繡帳』の人物像と比較してみると、従来は、現在の北朝鮮南部に所在する安岳第三号古墳や水山里古墳等の古墳壁画にある人物像の服飾が比較的類似するものだとされてきた。これら北朝鮮にある古墳は、高句麗國時代のものとされ、中国吉林省にある遺跡と一括して「高句麗古墳群」として世界遺産登録されている⁵。

しかし、『梁書』卷第五十四の「列傳第四十八・諸夷海南諸國・東夷・西北諸戎」には、百濟國の人々の服装は高句麗國のものと同じとの記載があるから、当時

における服飾は一緒だったと推定すると、『天寿国繡帳』や高松塚古墳壁画に描かれている人物の服装は、高句麗國の服飾と類似しているものと考えることができると同時に、百濟國の服装とほぼ同じものと考えてもよい。その結果、『天寿国繡帳』の人物像が高句麗國と百濟國のどちらの国の図像に由来するものかを確定することはできないという結論になる。

また、『天寿国繡帳』や高松塚古墳壁画に描かれている人物と類似の服飾は、高句麗古墳群にある壁画だけではなく、西域の石窟壁画等にも見られるものだ。おそらく、匈奴系（オルドス・スキタイ系）の諸部族に共通した由来と特色を有するもので、地域や時代により、傾向・趣味や細部の構造等が少しずつ異なるものとなっているのだと理解するのが最も合理的だと思われる⁶。

そのような匈奴系（オルドス・スキタイ系）の服飾文化をもつ人々が現実に日本列島の畿内に住んでいたのかどうかについては、これまた確定できない。現実には居住していない人々の文化だけが渡来するということがあるからだ。例えば、高句麗國または百濟國から渡来した原画があり、その原画に基づいて『天寿国繡帳』や高松塚古墳の壁画が製作されたものかもしれない。要するに、文化だけ伝来して日本文化に混じったもので、実際に生きていた人々の服飾とは関係がないとの仮説も成立し得る⁷。それゆえ、聖徳太子の時代当時の日本国における支配階級が高句麗國～百濟國の所在する地域から渡ってきた人々の子孫であるか、または、そのような文化と同質の文化圏に属する人々であったのかのいずれかであると断定することはできない。しかし、そうだからといって、これらの文物が現実に存在するという事

実を完全に無視することもできないと言うべきだろう。本稿では、素人の解釈に過ぎないけれども、これらの点に関して私見の一部を示そうと思う。

2 『天寿国繡帳』の銘文

『天寿国繡帳』には銘文がある。そして、『上宮聖徳法王帝説』等の逸文等からその内容がほぼ完全に復元されている⁸。その内容は、聖徳太子の略歴を示す部分と、亡くなった聖徳太子とその母・橘大女郎を偲んで『天寿国繡帳』が製作されたという経緯を示す部分とに分かれる。

聖徳太子の略歴を示す前半部分には、「斯埴斯麻宮治天下天皇 名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃弥己等 娶巷奇大臣 名伊奈米足尼女 名吉多斯比弥乃弥己等 為大后 生名多至波奈等己比乃弥己等 妹名等己弥居加斯支移比弥乃弥己等 (中略) 多至波奈等己比乃弥己等 娶庶妹名孔部間人公主 為大后 坐瀆邊宮治天下 生名等己乃弥乃弥己等 娶尾張大王之女 名多至波奈大女郎 為后」とある。

これを意識すると、「敷島の宮で天下を治め天國排開廣庭命 (あめくにおしひらきひろにわのみこと) を名とする天皇は、蘇我の大臣である稲目宿禰 (いなめのすくね) の娘で吉多斯比弥乃弥己等という名の者を娶って皇后とし、橘豊日命 (たちばなとよひのみこと) という名の子とその妹で豊御食炊屋姫尊 (とよみけかしきひめのみこと) という名の子を産んだ。(中略) 橘豊日命は、名孔部間人公主という名の庶妹を娶り、瀆邊宮に座して天下を治め、豊聰耳命 (とよみのみこと) を産んだ。尾張大王の娘で橘大女郎 (たちばなおおいらつめ) という名の者を娶った」と解釈

できる。

天國排開廣庭命（あめくにおしひらきひろにわのみこと）が欽明天皇を指し、橘豊日命（たちばなとよひのみこと）が用明天皇を指し、豊御食炊屋姫尊（とよみけかしきひめのみこと）が推古天皇を指すという点については、異論はない。

これらの名前について、持統朝以降に選定された和風諡号（国風諡号）と解するのが従来の通説だったため、『天寿国繡帳』とその銘文が製作されたのはどんなに早くても大宝以降のことだろうと推定するのが従来の通説だった。

しかし、最近では、そもそも和風諡号ではなく、生前から用いられていた別名または本名だったのではないかとの見解もある⁹。この見解に立脚すると、「天國排開廣庭命」や「豊御食炊屋姫尊」等の中は、その生前から用いられていた名で、それを記した『天寿国繡帳』の銘文が聖徳太子の没後それほど年月が経過していない時期に製作されたものだと仮説が成立し得ることになる。

『天寿国繡帳』の銘文に示されている人名については、従来、特に異論はなかったように思われる¹⁰。しかし、通説の立場をいったん忘れ、自由に考察してみると、興味深い要素を含む人名があることに気づくことができる。

2. 1 吉多斯比弥乃弥己等

「吉多斯比弥乃弥己等」は、「堅塩媛命（きたしひめのみこと）」と読むのが普通の読み方だ。

しかし、「吉多斯比弥乃弥己等」は、「吉士姫命（ひつしひめのみこと）」と読み得

る。つまり、仮にこのように読めるとすれば、蘇我稲目は、まさに吉士の頭領であり、蘇我氏と吉士¹¹とは同族だったと推定することができる。

2. 2 名孔部間人公主

「名孔部間人公主」は、「穴穂部間人皇女（あなほべはしひとのひめみこ）」と読むのが普通だ。しかし、その意味については謎に包まれている。

ところで、『天寿国繡帳』の左上部分には亀の絵がある¹²。



『天寿国繡帳』の亀の図（部分）

亀の絵の甲羅の部分には、上に「部」、右と左に「間」と「人」との文字があり、下に「△」との符号がある。この文字と符号は、「穴穂部間人皇女」を指すと一般に理解されている。

「△」の部分は、通説によれば、「穴」の略字として解釈されている。しかし、「△」という符号それ自体は、古代のケルト語の一種では、女性の陰部を意味していた¹³。仮に「△」が古代ケルト語だとすれば、「穴穂部（名孔部）」は「穴（女性器）」との意味になる。この前提では、古代のアニミズム的な性器崇拜と仏教と五行道とが混雑したような状況・概念を示すものと考えられることができる。現代ではうかつに性器のことを話題にすると輦蹙を買うことが多い。しかし、性器の信仰は、古代における基本的なものの一部で¹⁴、人類にとって根源的なものだったと考えられる¹⁵。

また、「間人」は、「神と人間との間を仲立ちする者」を意味している可能性がある。これら「部」、「間」、「人」の文字と「△」の符号は亀の甲羅の上に書かれているので、「亀趺（鼻肩）」¹⁶の概念に基づくものと推定され、ト占とも関係があるのかもしれない。つまり、「穴穂部間人皇女」は、古代からの神に仕える巫女だったということになりそうだ¹⁷。あるいは、現在の京都府京丹後市丹後町に「間人」という地名があり、それと関連するものかもしれない。三柱神社（京都府京丹後市）は、火産霊命・興津彦命・興津媛命を祭神として祀っているので、朝鮮半島との間での航海を仕切り、鉄器製造と関連して栄えた豪族の神社の名残かもしれない。

2. 3 吉士との関係

「吉」の音は「契丹」の音と酷似している。そして、「吉」は「橘」にも通ずる。

「橘豊日命」と「橘大女郎」の「橘」は「吉」と同じと解されるから、これも吉士氏に属する者だということを示していると考えられる。「いらつめ(女郎)」

は百濟語で「后」のことを指すと解し得る¹⁸。仮にそうだとすれば、「橘大女郎」は「橘后」すなわち「吉后」と同義と解し得る。

同様の例は『日本書紀』にもある。例えば、『日本書紀』卷第廿七天命開別天皇・天智天皇の七年二月には、「阿倍倉梯麻呂大臣女曰橘娘（阿倍倉梯麻呂大臣の娘・橘娘という）」との名があり、吉（吉志・吉師・吉士）との関連が疑われる。

また、『日本書紀』卷第廿七天命開別天皇・天智天皇の十年には、「多致播那播 於能我曳多曳多 那例々騰母 陀麻爾農矩騰岐 於野兒弘爾農俱」という歌がある。この歌は、「橘はおのが枝々なれども、玉に抜く時 同じ緒に抜く」と読むべきものだと一般に理解されている。

この歌の趣旨は必ずしも明瞭とは言えないが、「橘の果実は個々の枝に別々に結実しているけれども、集めて（串団子のようにして）串に刺すときは同じ場所を突き通す」というのが直接的な意味で、その暗喩としては、「別系統の吉（吉志・吉師・吉士）でも冠位を与えて召し抱えるという同じ方法で一緒にまとめて使うことができる」という意味を示すものと解することができる¹⁹。

推古朝以来ずっと朝廷に仕えてきた難波吉士など在来の吉（吉志・吉師・吉士）系の百濟人官僚と、白村江の戦以降の時期にやってきて大津宮で執務するようになった新来の吉（吉志・吉師・吉士）系の百濟人官僚とを同列に扱い尊重することについて、意地悪く皮肉る趣旨なのではないかと思われる。ただし、在来官僚と新来官僚のいずれの立場で皮肉っているかは不明で、どちらの意味にも解することができるように編纂してあるところに要諦があるのではなかろうか。難波吉士は、難波

津を中心に大きな勢力を有していたことが知られるが、百濟國の扶余の遺跡からは「難波の連公」と読める「那尔波連公」と書かれた木簡²⁰が出土しているので、難波吉士一族の者が倭國（日本国）の難波津と百濟國の都の両方に活動拠点をもっていたこと、そして、百濟國においても日本国の万葉仮名と同じような漢字の利用方法が存在したということ推測することができる²¹。

加えて、『日本書紀』卷第廿六天豐財重日足姬天皇・齊明天皇の七年（661年）五月には、「天皇遷居于朝倉橘廣庭宮 是時 斬除朝倉社木而作此宮之故 神忿壤殿亦見宮中鬼火 由是 大舍人及諸近侍病死者衆（天皇は、朝倉にある橘廣庭宮²²に遷都した。このときに、宮の造営のために朝倉社の木を伐採したので、神が怒って御殿を破壊した。また、宮の中に鬼火が出た。そのために、大舍人や諸々の近侍者に病死者が大勢出た）」とある。「朝倉社」とは、麻氏良布神社（福岡県朝倉市杷木志波）²³を指すと一般に解されている²⁴。この『日本書紀』の記述が史実かどうかについては相当怪しいけれども、『日本書紀』の編纂者が「唐に逆らう者は死する」ということを暗示するためにこのような記述を挿入したことは疑いようがない²⁵。

古代の豊前國（現在の福岡県北九州市付近）には百濟系の渡来人が多数居住していたことで知られている。豊前國は、豊後国と併せて「豊国（豊國）」と呼ばれた。齊明天皇の朝倉宮が現在の福岡県朝倉市付近に所在したとすれば、その所在地は、豊国の一部として百濟系渡来人の勢力下にある地域だったと考えられる。

『日本書紀』卷第廿一橘豐日天皇・用明天皇の二年には「皇弟皇子 [皇弟皇子者穴穗部皇子即天皇庶弟] 引豊國法師 [闕名也] 入於内裏 物部守屋大連 耶睨大怒

(皇弟皇子 [皇弟皇子とは、穴穗部皇子すなわち天皇の庶弟のことを指す。]) は、豊國の法師 [名は不詳] を呼んできて内裏に入れた。物部守屋大連は、睨みつけ、大いに怒った」とある。

そして、そのあとで蘇我氏宗家と物部氏宗家（守屋）との戦闘が始まることになるのだが、その経過に関する『日本書紀』の記述中には、「舍人迹見赤禰 伺勝海連 自彦人皇子所退、拔刀而殺 [迹見姓也 赤禰名也 赤禰 此云伊知毗] (聖徳太子の舍人²⁶・迹見赤禰は、勝海連が彦人皇子の所から出る機会を狙い、刀を抜いてこれを切り殺した [迹見は姓である。赤禰は名である。赤禰は「伊知毗 (いちひ)」と読む。])」とある。「伊知毗 (いちひ)」と「伊吉」は同じではないかと考えられる。

『新撰姓氏録』第三帙には、「左京 諸蕃 漢 伊吉連 出自長安人劉家揚雍也」とあり、漢人系の渡来人とされている。つまり、聖徳太子の舍人は、渡来人の武人だったということになりそうだ。

2. 4 梵語との関係 (試論)

「豊聰耳 (とよみみ)」の「聰耳」の字義は、「聡明」またはこれに類するような意味だと理解する見解が多い。「聰耳」は「みみ」と読む。「耳」だけで「みみ」と読めるので謎なのだが、仮に「聰耳」=「双耳」とし、「耳=羽」とすれば²⁷、双羽冠を指し得る。前述の『梁書』巻第五十四によれば、双羽冠は、百濟國の王侯に特有のものでされている²⁸。

ところで、『天寿国繡帳』の銘文中には、明らかに漢音訳のサンスクリット語 (梵

語)が含まれているので²⁹、思考訓練の一種として、仮に「豊聰耳」も梵サンスクリット語(梵語)の漢語表記だとすればどのように解釈可能かについて考えてみると、「豊(とよ)」は、サンスクリット語(梵語)では「水(toyo)」が該当し、「聰耳(みみ)」は、サンスクリット語(梵語)では「動き(mim)」が該当し得るから、「豊聰耳(とよみみ)」全体としては「水の流れるが如き者」という意味と解することができるかもしれない。あるいは、水によって象徴されるシヴァ神を指すものとして「シヴァ神の如き者」と解すべきかもしれない³⁰。

ちなみに、シヴァ神は、嶋大臣(蘇我馬子)³¹を連想させるような要素も含んでいるように思われる。

3 まとめ

以上述べてきたことは、素人の直観に過ぎないもので、悪く言えば語呂合わせに過ぎないと考えられるかもしれない。しかし、『日本書紀』にしても『天寿国繡帳』にしても、原文のテキストは漢字を用いて書かれているので、その漢字文をどのように読んだのかについては、タイムマシンが存在しない以上、過去の事実を直接に観察することはできないから、「語呂合わせ」によって推理・推論するという方法以外の方法がない。

そのような「語呂合わせ」を素人が行う場合と文学部教授が行う場合とでは、精粗の差があることは確かだと言える。そもそも前提とする知識量・情報量や研究資金等に圧倒的な優劣が存在することがある。また、立論の論証や反駁という点では、

素人はプロの学者に及ばないのが普通だろう。

何しろ、プロの学者は、調べ、考え、文章を書くことを職業としている。しかし、プロの学者が行う「語呂合わせ」が「恣意的なものではない」という保証は全くない。そういう意味で、私見を公表する自由はあるだろうと考え、本稿を公表することにした。

(以上)

[注記]

¹ 天寿国曼荼羅繡帳（天寿国繡帳）の素材や構成等に関しては、大橋一章『天寿国繡帳の研究』（吉川弘文館、1995）、青木淳「繡仏小考」繊維製品消費科学会誌 33 巻 4 号 177～183 頁が参考になる。

² 高松塚古墳壁画の女性像にあるスカートのような縦縞模様の衣服は、中国の六朝文化の流れを汲む女性用の衣装のように思われる。同様の縦縞模様をもつものは、西魏時代の「女供養人像列（女供養人像列）」と呼ばれる図（敦煌莫高窟第 285 窟）や西夏時代の「女供養人」と呼ばれる図（榆林窟第 29 窟）にもある。襟元を縛って閉じることのできる構造になっている上着は、匈奴系の外套のような上着（披風）のように見える。類似のものが西域において多数発掘されている。気温や湿度に応じて組み合わせ（または現在のモンゴルの習俗のように重ね着）で着用するものと推定され、常にこのような服装をしていたとは限らないが、もし着用する時期が比較的長いとすれば、現在よりも平均気温が低かった時代の服飾を反映するものと思われる。中国では滅んでしまった古代の種族の服飾文化ではないかと思われる。なお、高松塚古墳の築造年代に関しては、上原和「高松塚古墳の壁画について一七世紀中期制作説の提起」美術 23 巻 3 号 57 頁がある。

³ 古代のオルドス系の文化については、江上波夫『江上波夫文化史論集 4 北アジア諸民族の歴史と文化』（山川出版社、2000）、同『江上波夫文化史論集 3 匈奴の社会と文化』（山川出版社、1999）、鄂爾多斯博物館編『鄂爾多斯青銅器』（文物出版社、2006）、李剛『中国北方青銅器的欧亚草原文化因素』（文物出版社、2011）が参考になる。

⁴ 古代の服飾文化に関しては、鄭春穎『高句麗服飾研究』（中国社会科学出版社、2015）、阿迪力・阿布力孜編『新疆古代服飾芸術』（新疆美術出版社、2008）、徐曉慧『六朝服飾研究』（山東人民出版社、2014）、王炳華主編『新疆古屍—古代新疆居民及其文化』（新疆人民出版社、2001）、竺小恩『敦煌服飾文化研究』（浙江大学出版社、2011）、加藤定子『古代中央アジアにおける服飾史の研究—パジリク文化とノイン・ウラ古墳の古代服飾』（東京堂出版、2002）、高野和子「日本古代服飾と西アジア古代服飾の関係についての考察」北星学園大学紀要 11 号 59～69 頁、同「歴史的・地理的背景に観る世界衣服着形式の移行及び変遷の研究—その 1 紀元前 3000 年頃より紀元 300 年頃まで」同誌 12 号 33～42 頁、石松日奈子・中川原育子・景山悦子「古代中国をとりまく胡漢諸民族の服飾に関する調査研究」服飾文化共同研究最終

報告 2011 72～83 頁が参考になる。

⁵ 全く別の見解が（少なくとも理論的には）あり得る。例えば、高句麗墓ではなく百濟墓とする考え方があり得る。しかし、現在の厳しい世界情勢の下では難しい。

⁶ 一般に、日本の学術においては、末枝末葉の些事にこだわり特異性を強調する傾向がないとは言えず、全体の流れを巨視的に把握する視点に欠けている嫌いがあることには留意すべきだろう。

例えば、日本の安土・桃山時代には、戦国武将の間で極めて奇妙な形をした種々の兜が流行した。些細な点にこだわると、全部異なる文化圏に属するなどといった異常な見解が生み出されることになるかもしれない。しかし、要するに、ファッションというものは一般的にそうしたもので、個性の示ために意図的に別異の形状を採用して個別化・差別化・特殊化を図っている場合でも、その基底となっている技術や思想の概要が一致していれば同一文化圏の所産というしかない。

一般に、個々の技芸それ自体の分類と大きな流れとしての文化・文明の分類とは基本的思考経路を異にするもので、前者をマイクロ思考とすれば後者はマクロ思考に属する。相互に補完的ではあるけれども、マイクロ思考でもってマクロ思考を全面的に代替することは決してできない。小は大を兼ねることができないからだ。個々の技芸というものは、ある文化・文明の構成要素ではあり得ても、文化・文明全体を示すものではあり得ない。理想的には、ミクロ的な考察とマクロ的な考察を同時に進行させ、これを極め、全ての構成要素が矛盾なく成立し得るような合理的な基点を求めることが学術の基本でなければならない。

⁷ 邪馬台国の会第 264 回特別講演会「高松塚古墳とキトラ古墳 佐古和枝先生」

<http://yamatai.cside.com/katudou/kiroku264.htm> [2016 年 3 月 19 日確認]

⁸ 吉田一彦『仏教伝来の研究』（吉川弘文館、2012）318～319 頁

⁹ 諡法解—皇位継承権内に於ける諡号制の位置—

<http://www.toride.com/~sansui/posthumous-name/mokuji05.html> [2016 年 3 月 19 日確認]

¹⁰ 『天寿国繡帳』の銘文については、後世の偽作説がある。前掲吉田一彦『仏教伝来の研究』317～341 頁は、多角的な検討を加えた上で、7 世紀～11 世紀に作成されたものだと推定しつつも、それ以上は特定できないとしている。このほか、『天寿国曼荼羅繡帳（天寿国繡帳）』については、小山満「天寿国繡帳の図像」創大アジア研究 18 号 35～52 頁、千田稔「天皇」号成立推古朝説の系譜—もう一つの邪馬台国論争の状況—日本研究 35 卷 405～419 頁、野見山由香「天寿国繡帳についての一考察」法政史学 66 号 17～33 頁が参考になる。

¹¹ 百濟國の王を示す称号としての「韃吉支（こきし・けんきし）」については、夏井高人『万葉集』の 169 番歌「本誌本号所収で述べた。この「吉支」と古代日本における「吉士」とは同じだと考えられる。

¹² 『日本靈異記』上巻の「亀の命を贖ひて放生し現報を得て亀に助けられえし縁 第七」には、亀と百濟人僧・弘濟の説話がある。ここでは、百濟國と新羅國とが争っていた時期のものとして説話が構成されているので、遅くとも白村江の戦よりも前の時代の出来事を示すものだと理解するしかない。

¹³ 大林太良編『死と性と月と豊穡』（評論社、1975）41 頁参照

¹⁴ 中村元『中村元選集[決定版]別巻 1 世界思想史 I 古代思想』（春秋社、1998）、倉石忠彦『道祖神と性器形態神』（岩田書院、2014）、西岡秀雄『日本性神史』（高橋書店、1961）、同『性神大成—日本における性器崇拜の史的的研究』（妙義出版、1956）、クリフォード・ハワー

ド(出口米吉訳)『性の崇拜』(扶桑社、1922)、出口米吉『日本生殖器崇拜略説』(1917)、石川三四郎『古事記神話の新研究』(三徳社、1921) 160~166 頁、神田精輝訳『ペルリ提督琉球訪問記』(小澤書店、1926) 46~48 頁、王炳華『西域考古文存』(蘭州大学出版社、2010) 451~482 頁参照。これらの中で日本の関連古書は発禁処分を受けている(現在は、国立国会図書館デジタルライブラリで読むことができる)。古代史研究禁圧のために刑法の猥褻罪が運用されてきたという史実を推知することができる。

¹⁵ 例えば、吉田敦彦『日本人の女神信仰』(青土社、1995)、大和岩雄『十字架と渦巻き一象徴としての生と死』(白水社、1995)、吉野裕子『隠された神々—古代信仰と陰陽五行』(河出文庫、2014) 等は、このような考え方を強調している。

¹⁶ 亀趺に関しては、平勢隆郎『亀の碑と正統—領域国家の正統主張と複数の東アジア冊封体制観』(白帝社、2004)、藤井直正「亀趺をもつ石碑の系譜」大手前女子大学論集 25 号 29~64 頁、同「亀趺をもつ石碑の系譜(2)」同誌 26 号 59~83 頁、同「亀趺をもつ石碑の系譜(3)」同誌 27 号 47~74 頁が参考になる。

¹⁷ 『万葉集』には「常世尔成牟 圖負留 神龜毛 新代登(常世にならむ 図負(あやお)へる 神(くす)しき亀も 新代(あらたよ)と)」(50 番歌)とある。この歌には「藤原宮之役民作譚(藤原宮で使役された民の歌)」との注記があるが、元々は、藤原宮とは無関係の歌だったかもしれない。例えば、「常世(天寿国)の絵にある神亀も衰えてしまったものだ」=「蘇我氏の威光も衰えてしまったものだ」との趣旨の歌だった可能性がある。

¹⁸ 前掲『万葉集』の 169 番歌 参照

¹⁹ ここで「橘」を「吉(吉士)」との趣旨に理解することについては、学説上、ほとんど異論がないと思われる。『新撰姓氏録』第一帙には「左京 皇別 橘朝臣 甘南備真人同祖 敏達天皇皇子難波皇子男 贈従二位栗隈王男 治部卿従四位下美努王」とあるから、「橘朝臣」は難波の吉(吉志・吉師・吉士)氏と深い関連性がある。

ただし、「玉に抜く=玉を串で突き抜く」とは、文字通り、大津宮に仕えた吉士(百濟人官僚)を処刑・抹殺する様を暗示するものと解すべき余地が全くないわけではない。しかし、当時、文書の読み書きをすることのできる官僚は極めて貴重だったと推定されるので、近江朝が滅びた後においても、文人官僚の多くは殺されずに天武・持統朝に仕えたのではないかと想像したい。この点に関する学説上の争いに関しては、加藤健吉『大和政権とフミヒト制』(吉川弘文館、2002)、同『吉士と西漢氏—渡来氏族の実像』(白水社、2001)が詳しい。

²⁰ 平川南「百濟の都出土の「那尔波連公」木簡」木簡研究 32 号 164~168 頁、同「百濟の都出土の「連公」木簡—韓国・扶餘双北里遺跡 1998 年出土付札」国立歴史民俗博物館研究報告 153 集 129~168 頁にその写真と解説がある。

²¹ その意味で、難波吉氏は、倭國(日本国)に定住して大和朝廷に服属する渡来人としてのみとらえる考え方には問題があるとも言い得る。古代のコスモポリタンであり、海のノマドともいふべき存在であったかもしれない。私見としては、そもそもの出自はソグド人の商人または仏僧だったのではないかと想像している。また、南北朝の戦乱を避けて移り住んだ漢人の子孫が含まれていたかもしれない。そうでなければ、複数の異なる言語を自由自在に使いこなさず、中国の皇帝に使者として接することなど決してできない。

²² 「橘廣庭宮」の正確な所在地は不明だが、福岡県朝倉市山田付近または長安寺廃寺跡(福岡県朝倉市大字須川)とする見解が有力と思われる。「橘廣庭宮」は、字義としては、「橘=吉」とすれば、「吉(吉志・吉師・吉士・鬼室)氏の支配地にある宮=百濟王族ゆかりの宮」

という意味かもしれない。なお、高知県にも別の伝承地があり、朝倉神社（高知県高知市朝倉丙）の社伝によれば、同社のある場所に「橘廣庭宮」があったのだという。

²³ 「麻氏良布」は「まてらふ」と読むが、これは、麻を栽培して繊維を採り織り上げた麻布を貯蔵する倉のようなものを意味するものかもしれないし、「麻を手で織りつくる布」のことを指したものかもしれない。この関連で、古代における大麻草（麻）の文化と栽培については、山本郁男「大麻文化科学考(その1)」北陸大学紀要 14 号 1～15 頁、同「大麻文化科学考(その2)」同誌 15 号 1～20 頁、同「大麻文化科学考(その6)」同誌 19 号 1～11 頁、山本郁男・井本真澄・岩井勝正「大麻文化科学考(補遺) 一日向の大麻―」九州保健福祉大学研究紀要 5 号 241～245 頁が参考になる。

麻氏良布神社は、麻氏良神社とも呼ばれ、後代には「麻氏良城」という城が構築されたこともある。「麻氏良」だけだと「まてる」と読むことができるので、「阿麻氏留（あまてる）」が本来の名前だったかもしれない。「阿麻氏留」との名をもつ神社としては、阿麻氏留神社（長崎県対馬市美津島町小船越字河岸川）があり、天日神命（対馬縣主の祖）を祭神として祀っている。筑紫から朝鮮半島まで渡航するには、対馬を経由するのが普通であるため、対馬の天日神命と朝倉の麻氏良布神社とが同一の氏族によって管理・支配され、連携するような関係になっていたのかもしれない。仮にそうだとした場合、斉明天皇は、そのような重要性を有する麻氏良布神社の樹木を伐採したのだから、朝倉の神だけではなく海路上の重要拠点となる対馬の主をも怒らせてしまったことになる。なお、天日神命を配祀する神社としては、紀氏の日前國懸神宮（和歌山県和歌山市秋月）と忌部の大麻神社（香川県善通寺市大麻町上ノ村山）がある。

²⁴ 麻氏良布神社のある朝倉市は、福岡県の大宰府のある地域の後背地にあたる。史実として本当にこの地に斉明天皇の宮が造営されたと仮定した場合、博多湾方面との間の情報伝達の便だけではなく、もし唐軍に攻め入られるとすれば博多湾だけではなく有明海からの侵攻も想定しなければならない。そういう意味では、参謀本部を置く場所として必ずしも悪い立地とは言えない。なお、「朝倉」の本来の名は「麻倉」だったのではないかと思われる。

²⁵ 『日本書紀』のこの条には、『伊吉連博徳書』が引用されており、斉明天皇と鬼室氏または伊吉（吉・吉志・吉師・吉士）氏との密接な関係を強く示唆するものがある。また、本文中の「鬼火」と「鬼室」とは連携しているようにも読める。これらのことから、「百濟の鬼室福信と関係する者は死を迎える」とのことを暗示する趣旨かもしれない。

²⁶ 『太子伝暦』には「太子舎人跡見赤禱絨之（聖徳太子の舎人・跡見赤禱は、これを殺そうとした）」とある。

²⁷ 「耳杯（耳付盃）」として知られる「觴（しょう）」は、「羽觴（うしょう）」とも呼ばれる。

²⁸ エドヴァルド・ルトヴェラゼ（加藤九祚訳）『考古学が語るシルクロード史―中央アジアの文明・国家・文化』（平凡社、2011）248 頁参照

²⁹ 工藤成樹『虚仮 Kṛtrima の用語例』印度學佛教學研究 25 卷 2 号 730～734 頁参照

³⁰ サンスクリット語（梵語）により『古事記』を讀解する試みとしては、二宮睦雄『古事記の真実―神代編の梵語解』（愛育社、2004）がある。同書で示されている見解に対する評価については、前掲『万葉集』の 169 番歌で述べた。

³¹ 「嶋大臣」については、夏井高人「艸―財産権としての植物(1)」法律論叢 87 卷 2・3 号 207～244 頁の脚注 76 でも触れた。